

なお、溝2・4から出土した二点の木簡は断片で、内容は明らかにし難く、土壙10から出土した四点の削屑も判読できない。

山口・延行条里遺跡

9 関係文献

田邊英男・福井照道「草戸千軒町遺跡第38・39次調査略報」(『草戸千軒』No.17、一九八八年)

八・三九次発掘調査概要』(『草戸千軒町遺跡』第三七・三九八七、一九八九年三月刊行予定)

(下津間康夫)

1 所在地	山口県下関市大字綾羅木・延行・有富ほか
2 調査期間	一九八五年(昭60)五月～一九八六年二月、一九八六年五月～一九八七年一月
3 発掘機関	下関市教育委員会
4 調査担当者	伊東照雄・佐々木 隆・水島稔夫・水島多津江・中野和浩・山㟢 煉・河野尚由・村田京子
5 遺跡の種類	水田跡
6 遺跡の年代	旧石器時代・縄文時代・弥生時代・現代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	



(安岡・小倉)

延行条里遺跡は綾羅木川下流域の沖積低地に立地し、現在地表に展開する条里地割によって周知されていた。周囲の低平な台地面及び山麓傾斜面には、旧石器時代、縄文時代晩期から弥生時代、及び古墳時代から近世にいたる集落跡、墳墓などが稠

密に分布する。

延行条里遺跡の北半部を対象に、団体営圃場整備事業（計画面積五四・七ha）が計画されたため、一九八一年度から一九八八年度までの予定で、条里遺構の時間的構造変化の解明を主要な目的として緊急発掘調査を実施している。一連の調査によって、この地域の条里地割は、八世紀中頃、一〇世紀後半ないし一世紀前半、一一世紀の初期を経て、現在の地表景観に踏襲されることが明らかとなつた。発掘調査の過程で木簡三点が出土した。いずれも、調査対象地域のほぼ中央部にあたる二地点で、水路遺構の埋積土あるいはその溢流堆積土から出土したものであり、使用された元來の位置からは遊離していた。共伴遺物には、弥生土器・土師器・須恵器・中国産磁器（白磁）等がある。これらの共伴遺物の年代及び出土層位の検討から、三点の木簡はすべて一一世紀後半ないし一二世紀に属するものと判断される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「[]」

式斗毫升分五 []
〔之カ〕 分

・「式斗毫升分×

〔] 升×」

(157) × 33 × 7 051

「[] 分五升」

143.5 × 26.5 × 3.5 051

〔兵衛カ〕

(3) 「い[]のはし五[]□□之田」

・「『[]』

〔式斗カ〕〔升カ〕
□□□□□

171 × 20 × 5.5 051

木簡は三点すべてがスギ板材で、長方形の材の一端を尖らした形式である。表裏の調整はとくに丁寧とはいえず平滑となっていない。そのため、先行する墨書文字（『』内）との重複が顕著である。注意されることは、いずれも尖端部の木質の損耗が顕著であることや、元来これらが土地に突き立てて使用されたことを示唆する。墨書の内容、その重複状態及び運筆の近似性などからみて、これらの木簡は定期的な土地調査に際して現地で用いられた標示札と推測される。

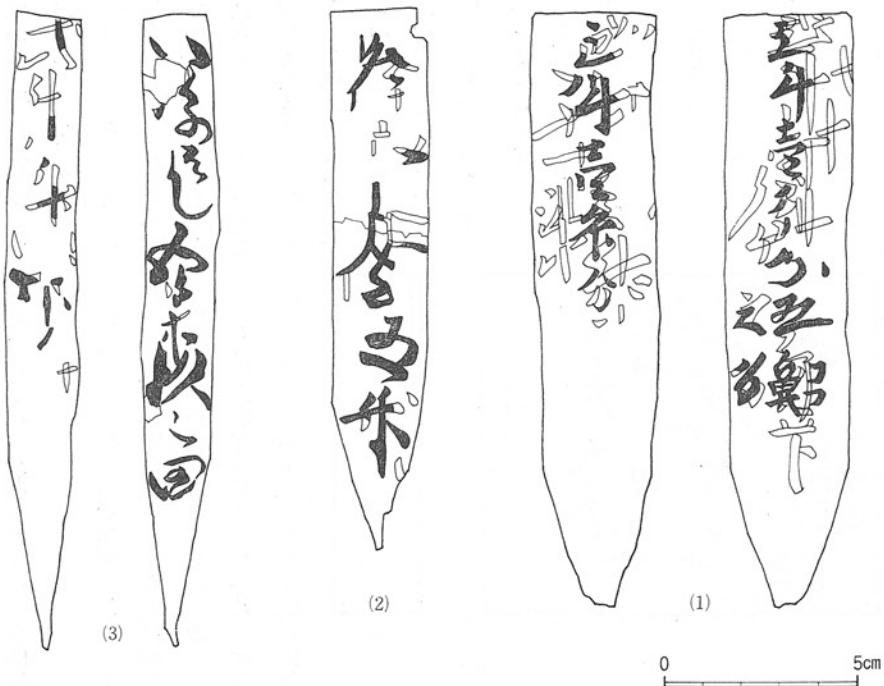
なお、木簡釈文の作成及びその内容について、山口大学八木充氏、福岡県立九州歴史資料館倉住靖彦氏から多大の御教示を得た。

9 関係文献

水島稔夫「綾羅木川下流域の条里遺構」（『条里制研究』第一号 一
九八五年）

（水島稔夫）

1987年出土の木簡



山口・長門国分寺跡



- | | |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 山口県下関市長府宮の内町 |
| 調査期間 | 一九八一年(昭56)四月～一月 |
| 発掘機関 | 下関市教育委員会 |
| 遺跡の種類 | 寺院跡 |
| 遺跡の年代 | 八世紀～九世紀 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 長門国分寺跡は南西から北東にのびる風化花崗岩起源の砂礫台地の末端部に占地する。遺跡は推定長門国府域の北西隅に接し、また國分寺川を隔てて、西方の淮提峯の東南側山麓地には長門銭所跡が、北方には安養寺遺跡がある。 |
| 長門国分寺跡の発掘調査は、長門国府跡周辺の遺跡群の実態解明を目的に計画され、一九七七年・一九七九年・一九八〇年及び一九 | |